

堺市個人情報流出事案検証委員会開催要綱

平成 28 年 1 月 20 日制定

1 目 的

元本市職員による有権者等の個人情報の流出事案について、本市の調査結果及び再発防止策を検証するに当たり、有識者から意見を聴取するため、堺市個人情報流出事案検証委員会（以下「検証委員会」という。）を開催する。

2 意見を聴取する事項

- (1) 本市の調査結果及び再発防止策の妥当性に関する事項
- (2) 個人情報の保護及び情報セキュリティに関する事項

3 構 成

検証委員会は、個人情報の保護、情報セキュリティ等に関し専門的な知識及び経験を有する者のうち、市長が依頼する 3 人の者（以下「委員」という。）をもって構成する。

4 座 長

- (1) 検証委員会に座長を置き、委員の互選により定める。
- (2) 検証委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

5 関係者の出席

市長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 開催期間

平成 28 年 1 月 29 日から意見の聴取を終える日までの間とする。

7 庶 務

検証委員会の庶務は、行政管理課において行う。